

次期学習指導要領に対応するための特別活動

田口 裕*

(平成29年11月1日受付)

A Study of the special activities that corresponds to the next course of study

Yutaka TAGUCHI

(Received Nov. 1, 2017)

概要

日本における初等中等教育は教育基本法を教育の柱に据え、学習指導要領で示された教育方針や教育内容に従って、各学校で教育活動が実施されている。この学習指導要領は原則10年を目処に改訂が行われている。改訂の目的は時代の変化に対応した教育内容や指導方法等を示すことによって学校教育を充実させることにある。このような学習指導要領の存在と施行の仕組みは、日本特有の教育制度として有効に機能してきた。次期学習指導要領の改訂作業も終わり、平成32年度(2020)から順次施行される。次期学習指導要領への移行を円滑に進め、充実した教育活動につなげるためには、これまで行ってきた教育活動を見直し、問題点や課題を洗い出して改善策を講じる必要がある。これまでの学校教育の変遷を振り返り、次期学習指導要領に係る情報を手がかりにしなが、特別活動がこれから担うべき役割と位置づけ、取り組み内容等について考察した。

キーワード：特別活動，学校文化，校風，教科外活動

1. はじめに

明治初頭、日本は欧米諸国との格差を克服するために欧米社会の諸制度をいち早く取り入れ、短期間で国際社会から認められる国になった。その原動力となったのは日本の伝統文化を礎に、積極的に西洋の学校制度を導入して、早期に小学校の義務教育化を実現したことにある。

日本の学校制度は明治5年(1872)に「学制」によって始まり、今年で145年を迎えた。この「学制」は明治5年(1872)に制定されたが、明治憲法の公布よりも先駆けて制定したことに大きな意味がある。この様な歴史の流れを鑑みると、国の繁栄の礎が学校教育にあることをいち早く見抜いて、学校教育の充実発展に力を注いだ先人の智慧と行動力に驚くと同時に畏敬の念を感じざるを得ない。

昭和22年(1947)、新憲法公布され、幅広く制度改革が行われて70年になる。この時日本の学校制度は大きく変わり、それ以降、初等中等教育は、教育基本法を柱とし、学習指

導要領で学校教育が進むべき方向性や学ぶべき教育内容を基準として示すことで学校教育が実施されてきた。このような学習指導要領が担う役割や仕組みは海外には余り例がない。この学習指導要領の運用で特徴的なことは、10年を目処に学習指導要領の改訂作業を実施することで、激変する社会環境に対応した内容を取り入れた学校教育を実施することを可能にしているところにある。

学習指導要領で示された内容を実施するに当たって留意すべき視点として、平成8年(1996)の中教審の第1次答申で示された、「『時代をこえて変わらない価値あるもの』(不易)と、『時代の変化とともに変わっていく必要があるもの』(流行)とがある。」⁽¹⁾とする「不易と流行」の考えを参考にして、新しく取り入れなければならないことは積極的に取り入れ、残すべきものは、確実に残していく取捨選択の姿勢を持つことが必要である。

平成28年(2016)12月21日には「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及

* 広島工業大学生命学部食品生命科学科

び必要な方策等について（答申）」が中教審第197号として取りまとめられ、次期学習指導要領の方針が示された。また、文部科学省（以降、文科省と表記）が発表した「次期学習指導要領改訂に関するスケジュール（予定）」によると、小学校は平成32年度（2020）から、中学校が平成33年度（2021）から全面实施。高校では平成34年度（2022）から年次進行により実施されることになっている。

学習指導要領の改訂時期は、これまでの教育内容と指導法を見直す好機である。学習指導要領の変遷を振り返りながら、特別活動の視点から、現行の学習指導要領と次期学習指導要領の内容を比較しながら、平成34年度の実施に向けて取り組むべき課題を整理したい。

2. 学習指導要領の変遷と特別活動

学習指導要領の役割は、全国のどの地域で教育を受けても、一定水準の教育を受けられるように、教育課程の基準を文科省が示したもので、昭和22年（1947）に学習指導要領（試案）として編集されたことに始まる。これまで学習指導要領は7回の改訂が行われている。改訂の目的は世論の動向や時代背景などを適宜取り入れながら、学校教育の充実発展を図るための基準を示すことにあり、その重要な役割をこれまで果たしてきた。

特別活動は昭和20年（1945）までは「課外活動」と呼ばれ、儀式、運動会、遠足、学芸会など教科以外の諸活動を総称するものとして、教科教育の補完的な役割と精神教育の一環を担っていた。戦後の特別活動は、学習指導要領が改訂される中で、「自由研究」、「教科以外の活動」、「特別教育活動」、「特別活動」と名称や指導内容を少しずつ変えながら現在に至っている。

昭和22年（1947）に学習指導要領（試案）が出されたときは「課外活動」に関する内容は示されておらず、修身、公民、地理、歴史が統合された新教科「社会科」と「自由研究」でその役割を果たすようになっていた。「自由研究」が導入された経緯は（試案）の中で「児童の個性によっては、その活動が次の活動の動機を生んで、一定の学習時間では、その活動の要求を満足させることができなくなる場面も出てくるだろう。たとえば、音楽で器楽を学んだ児童が、もっと器楽を深くやってみたいと要求するようなことが起こるのがそれである。こういうときには、もちろん、児童は家庭に帰ってその活動を営むことにもなろうし、また、学校で放課後にその活動を営むことにもなろう。しかし、そのような場合に、児童が一人でその活動によって学んでいくことが、なんのさしさわりがないばかりか、その方が学習が進められるのにも適当だということもあろうが、時としては、活動の誘導、すなわち指導が必要な場合もあるだろう。このような場合に、何かの時間をおいて、児童の活

動をのばし、学習を深く進めることが望ましいのである。ここに、自由研究の時間のおかれる理由がある。」⁽²⁾と表記されている。このような「自由研究」の考え方は、現行の「総合的な学習の時間」で求めている「各教科等の領域を横断的・総合的に学ぶ学習や探求活動を通して、自ら考え、学ぶ」考え方に酷似している。この「自由研究」も教科等の発展的な学習や個々の興味・関心に基づく内容を学ぶ時間として、理想的な学びの形を追求するものであったが、学校体制や教員の対応が十分でなかったこともあり、目的を十分果たさないまま昭和24年（1949）に廃止された。

「課外活動」は戦前、道徳の内容を指導する場として精神教育の一端を担っていた。その役割を新設された「社会科」で補う構想になっていたが、この構想は実現されず、昭和26年（1951）まで道徳の内容は学校教育の中で殆ど指導されなかった。このような状況を改善するため、昭和26年に出された教育課程審議会の答申の中には「道徳教育は学校教育のあらゆる機会に指導するものとする」方針が示された。この方針によって、昭和33年（1958）の小学校及び中学校の学習指導要領改訂では、教科外活動の領域に「道徳」が加えられ、教科外の活動は「特別教育活動」、「学校行事等」、「道徳」の3領域になった。

昭和43年（1968）の学習指導要領改訂では小学校・中学校の教科外の活動は「学校行事等」と「特別教育活動」が統合されて「特別活動」に名称変更された。また、高等学校では昭和45年（1970）の学習指導要領の改訂で「各教科以外の教育活動」と呼ばれるようになり、クラブ活動が必修となった。

昭和52年（1977）の学習指導要領の改訂によって、小・中・高等学校の教科外の活動が「特別活動」の名称で統一されたことで、特別活動の指導内容に一貫性が図られるようになった。また、奉仕活動も指導内容になった。

平成10年（1998）の第6次改訂では、完全週5日制が始まり、教科外活動の内容として「総合的な学習の時間」が、小・中・高等学校で新たに導入された。この改定によって教科外の活動は、小・中学校では「道徳の時間」、「総合的な学習の時間」、「特別活動」の3領域。高等学校は「総合的な学習の時間」、「特別活動」の2領域で構成されることになった。新しく取り入れられた「総合的な学習の時間」の目的は「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。」⁽³⁾とされ、「生きる力」の育成を特別活動と相互に関連させながら実施することになった。

平成18年（2006）12月15日には、教育基本法が制定され、約60年振りに教育基本法が改正された。そして、平成20年（2008）には、改正された教育基本法を反映する形で学習指導要領の改訂（第7次）が行われた。この改訂では、知・徳・体のバランスの取れた教育活動が必要だとして、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等学習意欲を重視した内容となった。また、教科外の活動において「道徳教育」をこれまで以上に重視することになった。高等学校における「道徳教育」は小・中学校のようにの教科外の活動の中に位置づけられておらず、「道徳教育」の内容は各教科・科目等の特質に応じて学校の教育活動全体の中で取り組む方針が示され、高等学校では「特別活動」の中で主に取り組まれている。

平成32年度（2020）から順次実施される次期学習指導要領では、特別活動に関する教育内容について、大きな変更点はない。これまで実施してきた特別活動で育成すべき資質・能力を人間関係形成、社会参画、自己実現の三つの視点で整理し、教育課程全体における特別活動の役割をふまえて、各活動の内容構成を整理し趣旨を明確にすることが求められている。

特別活動の変遷を改訂年度毎にまとめたのが次表である。

改訂年度	改訂された主な内容
昭和22年 学習指導要領 (試案)	戦前の教科：修身・公民・歴史・地理が廃止され、新教科として社会科、家庭科、自由研究が新設される。自由研究は児童の自発的な活動を促し、それぞれの興味と能力に応じて教科の発展として行う活動やクラブ活動などを行う時間として設けられた。
昭和26～30年 (第1次改訂)	自由研究は廃止され、小学校では児童会、学級会、クラブ活動、各種委員会などが教科以外の活動として設定された。道徳教育は学校教育のあらゆる機会に指導する方針が示される。中・高校では特別教育活動が制定される。
昭和33～35年 (第2次改訂)	小・中学校に道徳の時間が新設される。小・中学校では、各教科、道徳教育、特別教育活動、学校行事の四領域から教育課程が編成される。高校は、各教科、特別教育活動、学校行事の三領域から編成される。
昭和43～45年 (第3次改訂)	小・中学校で特別教育活動と学校行事等を統合した特別活動が新設される。また、高校では「各教科以外の教育活動」と呼称が変わり、クラブ活動が必修になる。
昭和52～53年 (第4次改訂)	ゆとりの時間が新設され、特別活動の内容に関連して実施することになる。高校も小・中学校と同じ特別活動に名称変更される。特別活動の新たな目標として「自主性・実践的態度を育てる」ことが加わり、内容を学級活動、児童・生徒会活動、クラブ活動、学校行事とすることに。学校行事の中に「勤労・生産的行事」が加わる。
平成元年 (第5次改訂)	小学校に生活科が新設。道徳教育の充実が図られる。学級活動と学級指導が統合され、小中学校は学級活動、高等学校はホームルーム活動に変更される。
平成10～11年 (第6次改訂) ※ゆとり教育	「総合的な学習の時間」が新設され特別活動と関連させながら実施。中・高の特別活動のクラブ活動が廃止になる。代わってボランティア活動や地域体験活動が加わる。特別活動の目標が「人としての生き方、在り方の自覚を深め、自己を活かす能力を養う」ことになり人間力の育成が明確化される。

平成20～21年 (第7次改訂) ※確かな学力	特別活動の目標を達成するため、人間関係の構築に力を入れる方向性が示される。学校行事を通じて、公共の精神を養うことや社会性を育成することが重視される。
平成30～31年 (第8次改訂)	・特別活動で育成すべき資質・能力を人間関係形成、社会参画、自己実現の三つの視点で整理し、各活動の内容構成の構造を整理し趣旨を明確にする。 ・キャリア教育の視点から、小・中・高のつながりを明確にし、活動の指導でポートフォリオ的な教材を作成し活用する。

3. 次期学習指導要領で示された方向性

平成28年（2016）12月16日に出された、中教審第197号答申に基づき、平成29年（2017）3月に小学校、中学校の学習指導要領は公布され、現在、高等学校学習指導要領は公示待ちとなっている。

現行の学習指導要領は「生きる力」の育成を教育理念として編成されている。この「生きる力」の育成は次期改訂でも引き継がれ、「生きる力」の具体化を図るとしている。

また、「生きる力」をバランス良く育てるためには、全ての学習の基盤となる力や、これからの社会や生活の在り方を踏まえ、求められる資質・能力が、教科等を越えて教育課程全体を通じて育成されるようにする必要がある。また、教科等それぞれで育成される資質・能力を明確にし、教育課程全体としての教科横断的なつながりを明確にすることも必要になる。

次期学習指導要領は、中教審第197号答申で、示された、次の5項目の方針に従って改訂されている。

- 伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を子供たち一人一人に確実に育む学校教育を目指す。
- 社会において自立的に生きるために必要な「生きる力」の理念を具体化し、教育課程がその育成にどうつながるのかを分かりやすく示す。
- 「何を学ぶか」という指導内容の見直しにとどまらず、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」までを見据えて学習指導要領等を改善する。
- 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」を実現する。
- 学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる「学びの地図」としての役割を果たせるようにすることを目指す。⁽⁴⁾

これまでの学びは教師が「何を教えるか」という視点から学習指導の内容が構成されており、教師の高い指導力が求められてきた。次期学習指導要領では、児童生徒が、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」、「何ができるようになるか」という視点で学習内容が見直され、指導方法も大きく

変わることになる。また、これからの学びが、「何を学ぶか」という指導内容に留まらず、具体的に学びの成果を確認できるようにするために、学びの視点が示された。

学びの視点

- ①生きて働く「知識・技能」の習得
- ②どんな状況にも対応できる
「思考力／判断力・表現力等」の育成
- ③学びを人生や社会に生かそうとする
「学びに向かう力・人間力」の涵養

また、「学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むために、「社会に開かれた教育課程」を実現するとしている。これから積極的に社会との関わりを持ち、外部の力を活用することが求められる。そして、生きた学びを実現するために学校教育を通じて、子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容など、全体像を分かりやすく見渡せる「学びの地図」の必要性を掲げ、その役割を学習指導要領で果たせるように工夫するとしている。また、学びのキーワードになっている「どのように学ぶか」については、学びの質を高めていくために、「学び」の本質として重要になる「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指すことが必要だとしている。

これから改訂方針に従って、各学校で教育内容を組み立てることになる。教育内容を組み立てにあたって必要なことは、学校や地域の実態を把握し、実態に合った教育の目的や目標の実現に必要な教育内容等を教科等横断的な視点で組み立てていく「カリキュラム・マネジメント」が重視されることになる。

カリキュラムマネジメントの作成に当たっては

- ①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ②教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ③教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。⁽⁵⁾

これら三つの視点が必要だとしている。そして、「主体的・対話的で深い学び」の実現のための手法の一つとして、「アクティブラーニング」の手法を積極的に導入することを求めている。これから、各教科・科目において、知識・技能を活用する学習活動として、アクティブラーニングを初

めとする様々な学びの手法を積極的に取り入れることが求められる。

アクティブラーニングを実施するに当たって、次に示す三つ視点で活動が行われるよう配慮することを求めている。

「アクティブラーニング」の視点

- ①学ぶ意味と自分の人生や在り方を主体的に結びつけていく
「**主体的な学び**」
- ②多様な人との対話や先人の考え方（書物等）で考えを広げる
「**対話的な学び**」
- ③各教科等で習得した知識や考え方を活用した「見方・考え方」を働かせて、学習対象と深く関わり、問題を発見・解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想・創造したりする
「**深い学び**」

改訂後も引き続き改善すべき教育内容として、読解力・言語能力の確実な育成、情報活用能力の育成、理数教育の充実、伝統文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、外国語教育などが取り上げられている。

現行の学習指導要領と大きく変わる内容として、会話できる英語力を身につけさせるために、授業時間を増やすと共に小学校の外国語活動を小学校3年生に繰り上げ、高学年からは「英語」を教科として実施することになる。また、情報活用能力の育成については、小学校段階でプログラミング体験をさせることや電子教科書の導入など、ICTを活用した教育活動に力が入られることになる。改訂項目の中で注目度が高いのは、特別な教科「道徳」として位置づけられた道徳教育である。教科化によって、道徳教育推進教師の役割が明確になり、更なる内容の充実を図っている。また、高等学校における道徳教育の取り扱いについては、特別活動及び公民科における「公共」「倫理」を中核的な指導場面として関連付け、引き続き学校全体で人間としての在り方生き方に関する教育を進めることになる。指導に当たっては、小中学校の内容とのつながりを意識しながら、生徒の実態に応じて重点化した全体計画を作成して実施すること。そして、道徳教育を体系的に取り組むことが必要だとしている。そして、高等学校では日本史を必修化するとともに世界史が廃止され、現代史を中心に日本の歴史と世界史を統合した歴史総合、18歳の選挙権導入を踏まえ、社会に参画するのに必要な力を育てる「公共」などが新教科となる。

3. 特別活動の充実に向けて

平成28年（2016）8月26日に文科省の教育課程部会でまとめられた「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」には、現行の特別活動に係る成果を、次のよう

に要約している。

- ・特別活動が児童生徒が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育む活動として機能してきた。
- ・特別活動のもつ生徒指導の機能、ガイダンスの機能等が、それらを強固なものにすることに寄与している。
- ・特別活動における集団活動は、集団への所属感、連帯感を育み、それが学級文化、学校文化の醸成へとつながり、各学校の特色ある教育活動の展開を可能としている。
- ・我が国の教育課程の特徴である特別活動が海外からも高い評価を受けている。⁽⁷⁾

要約された内容から、活動の成果が十分とはいえないが成果が確認できる。また、次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ（第2部）（特別活動、総合的な学習の時間）には、特別活動における「見方・考え方」が次のように整理されている。

特別活動における「見方・考え方」⁽⁸⁾

- 特別活動とは、様々な構成の集団から学校生活を捉え、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体である。その活動の範囲は学年・学校段階が上がるにつれて広がりを持っていき、社会に出た後の様々な集団や人間関係の中でその資質・能力は生かされていくことになる。
- また、実生活の課題を解決するために、互いのよさや可能性を発揮できるような様々な集団活動を通して、各教科等における学びを実際の場面で総合的に活用して実践する時間であるとともに、特別活動の学びが各教科等の学習を行う上での土台となるといった各教科等と往還的な関係にあると言えることができる。
- このような特別活動の特質を踏まえつつ、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点を手掛かりとして、特別活動の「見方・考え方」は、「各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、集団や社会における問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に関連付けること」と整理した。

この見方・考え方で示された役割を果たすためには、引き続き特別活動が学校における全ての教育活動の要として機能させる必要がある。実施に当たって留意すべきことは、集団活動を通して、人間形成を促す役割を果たしながら、各教科の学習活動と関連づけて、総合的に活用し実践できる教育内容を構築し学校総体で実践することである。

また、審議まとめには、特別活動の充実を図るために、現行の特別活動の内容を次の三つの視点で整理している。

- ・育成を目指す資質・能力の視点
- ・学習指導要領における内容の示し方の視点
- ・複雑で変化の激しい社会の中で求められる能力を育成するという視点⁽⁷⁾

整理された内容は次の通りである。

- ・各活動において身に付けるべき資質・能力は何か、どのような学習過程を経ることにより資質・能力の向上につながるのかということが必ずしも意識されないまま指導が行われてきた実態も見られる。
- ・各活動の内容や指導のプロセスについて構造的な整理が必ずしもなされておらず、各活動等の関係性や意義、役割の整理が十分でないまま実践が行われてきたという実態も見られる。
- ・キャリア教育を学校教育全体で進めていく中で特別活動が果たす役割への期待も大きい。
- ・防災を含む安全教育、体験活動など、社会の変化や要請も視野に入れ、各教科等の学習と関連付けながら、特別活動において育成を目指す資質・能力を示す必要がある。⁽⁷⁾

これらの整理された内容等から、特別活動の改善をすべき課題として上げられたのが、次の四つである。

- ・教育課程全体における特別活動の役割と機能を明らかにすること。
- ・学級活動・ホームルーム活動の内容項目を整理し、自分たちで課題を見つけ出し話し合う体制をつくること。
- ・キャリア教育を充実するため実施方法を工夫すること
- ・各教科等の学習と関連づけながら特別活動を実施すること。⁽⁷⁾

次期学習指導要領では、教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出すため、各教科領域と、特別活動や総合的な学習といった教科横断的な視点で学びを深める領域とで構成する双方の強みやよさを生かしつつ、教育課程全体としての力を発揮させて資質・能力を育成できるように、各学校「カリキュラム・マネジメント」を促進することを求めている。また、各教科・科目との連携、授業時数等の弾力的な取扱いと教科を横断した課題解決的な学習や探究活動等の一層の充実が図られるよう、改善を求めている。そして、これまで学級経営に関する内容は、小学校の学習指導要領の総則だけに重要性が記述されるに留まっていたが、改訂後は、中・高等学校でも小学校同様に学級経営の充実を図ることが求められる。

(1) 特別活動が担う役割について

人格は遺伝、環境、教育の三つの要因が複雑に絡み合いながら形成されるといわれており、家庭・学校・地域社会が、それぞれの役割を分担し、連携した対応をしなければ、子どもたちの健やかな成長を見守り、育むことは難しい。学校が果たす役割は、確かな学力を身に付けさせること。そして、社会人として必要な規範意識や人間関係構築力などを身につけさせることである。実態として、児童生徒は日常生活の大半を学校で過ごし、学校は、友達と一緒に授業を受け、共に学び体験したことを共有しながら成長する場となっており、社会の縮図でもある。このような環境の中で様々な人間関係を体験することで人格が形成され、学校で身につけた知識や技能、人間関係構築力などが

生涯にわたって大きな影響を与える。このように学校教育が担っている役割と責任は大きい。学校教育で期待されている人格形成は、各学校の教育活動の中で、全ての教科科目と関連を図ながら、横断的な学びの場となっている特別活動が中心になって育まれるものである。

現行の学習指導要領、小学校の特別活動の目標には、「望ましい集団活動を通して心身の調和の取れた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。」⁽⁶⁾とある。そして、中学校の目標は前述のアンダーラインの部分「集団や社会の一員…人間としての生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」に置き換えられている。また、高等学校の目標はアンダーラインの部分「集団や社会の一員…人間の生き方や在り方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」となっている。

特別活動の目標を達成するには、「望ましい集団活動を通して」体験的で自主的な活動が実現できるような環境をまず整えること。そして、様々な活動の中で児童生徒が体験したこと、経験したことが人格形成につながるように指導助言する必要がある。その一方で、専門性を重視する教科指導に比べて特別活動の指導は評価されることが余りなく、教育目標も明確でないことから学習意欲を高める活動になりにくい。また、教師にとって、活動の内容も多岐にわたり、指導の準備に多くの時間が必要になることから、教科指導をする時のように取り組み意欲が湧き難く、指導にも力が入らない側面がある。

特別活動の指導は免許状の種類に関係なく、全ての教師が関わる必要のある専門性のある教育活動であることを再確認しておきたい。

(2) 特別活動の特徴を活かした取り組み

次期改訂では学びの方向性として、「何ができるようにするか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」の三つの視点が示された。これまで以上に具体的な学びの結果が求められることになる。

特別活動に関する内容は、改訂後も大きな変更点はない。柱である学級活動（HR活動）や学校行事、生徒会活動など活動内容全体を学びの視点で整理し、内容の充実を図る必要がある。また、「不易と流行」の考え方をもとに各学校が実施している学校行事を限られた時間の中で多くの学びが得られるように再度見直し、残すべきものは残して活動内容の重点化を図る必要がある。

特別活動の特徴は、教科・科目のように基準となる教科書がなく、指導法も確立されていないところにある。また、特別活動に係る指導内容や指導方法も各学校の裁量に任せ

られており、指導内容や指導方法の自由度が高い。そして、活動内容が学校の設置されている都道府県や地域によって、学習環境や指導内容は異なり、構成員である児童生徒及び保護者、地域社会との関わり方も異なっていることから、特色ある取り組みが多い。このように特別活動の指導は自由度が高く、関わる人も幅広く、しかも教師の個性を出しやすい。これこそが特別活動大きな魅力であり、やりがいにもつながるものである。

活動計画の作成や指導するときの拠り所として、各学校の歴史や文化、これまでの実績や指導など、蓄積されてきた財産を積極的に活動の中に取り込むことが重要である。

特別活動の二つ目の特徴は、人間力が大きく影響し人との関わりの中で活動が展開するところである。人間力を高めるには、お互いを認め、尊重しあえる環境が構築されなければ効果は期待できない。学校における学びの場は学級・ホームルームが中心となる。学級経営、ホームルーム活動はクラス担任が担い、その役割は重要である。学級経営、ホームルーム活動は、教師の個性を十分に発揮できる最適な教育の場である。次期改訂では学級経営の充実を図ることが、求められている。小学校ではこれまでも学級経営に力が注がれてきたが、中・高等学校では教科担任制であることもあり、学級の生徒と関わる時間が小学校に比べて少なく、学級経営には余力が入れられてこなかった側面がある。これから学級経営の在り方を再検討し、児童生徒が安心して学ぶことのできる場になるようにする必要がある。中・高等学校の学級経営はSHR（ショートホームルーム）の活用がこれから鍵になるだろう。これまで、朝読などユニークな取り組みも実施されているが、新たな創意工夫が待たれる。

特別活動の指導に当たって留意すべき点は「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」を達成できるように活動内容を吟味し計画的に実施することである。指導に当たって、生徒指導と進路指導の観点を持って指導にあたるのが大切である。

生徒指導の観点として大切にしたいことは、児童生徒の人格的な成長を導くために教師が積極的に働きかけて指導すること。二つ目は、児童生徒が抱えている諸問題を教師が理解し、解決するための支援をすること。この二つことに留意して指導に当たれば、児童生徒自ら問題を克服しようとする力につなげられることができるだろう。

進路指導の観点は、児童生徒が将来、社会的・職業的自立に必要な基礎となる能力等を育成するために、体系的な取り組みを行うこと。そして、啓発的な体験活動を通して勤労や職業に関心を高めさせ、社会の一員としての役割と責任を理解し意識させることが大切である。目先の進路指導をするのではなく、児童生徒が生涯を通じて働くことの

重要性と使命感や充実感を持って仕事をする事の大切さを理解させ、将来的に何をすべきかを考えさせ、希望を成就させるための手順や方法を示すことにある。

これから各学校で特色ある特別活動の取り組みを計画するときの参考事例として紹介したいのは、平成21（2009）年に文科省が発表した「校訓を活かした学校づくりの在り方について」（報告書）である。この取り組みは、平成21年6月17日～平成22年3月31日に全国の小・中・高に呼びかけ、「校訓を活かした学校づくり」の実態調査である。調査では、児童生徒が愛校心や自立心を持ち、社会生活を行う上で必要な能力を身に付け、さらに地域の活性化が期待できるとしている。また、この報告書の冒頭には、校訓を活かした学校づくりの意義として、「校訓は、学校で、教育上の理念・目標を成文化したものである。各学校は、学校教育目標を定めてその学校経営の方針を学校内外に示している。校訓と学校教育目標との関係は各学校の歴史や背景によって様々である。中には学校教育目標が校訓と必ずしも密接な関係を持っていない場合もあるが、学校教育目標と校訓との関係性を明確にし、体系的に目標を整理することで、学校教育活動の核として、校訓を「教育目標の後ろ盾」としている場合もあり、学校づくりの在り方として、一つの重要な方向性を示すものとして期待される。」⁽⁹⁾とある。

地域に根ざし学校の特色を活かした特別活動の一環として、それぞれの学校にある校訓調べを手始めにして、学校の歴史や文化（校風）について、児童生徒や保護者、そして地域の人たちと一緒に学ぶことで、価値観の共有と組織の一員としての責任と自覚を促すことが期待できる。各学校で報告書を参考に取り組みを実施してもらいたい。

(3) 改訂に向けて改善すべきこと

次期改訂に係る審議のまとめの中で、特別活動の課題としてあげられたのが、次の四項目である。

- ・教育課程全体における特別活動の役割と機能を明らかにすること。
- ・学級活動・ホームルーム活動の内容項目を整理し、自分たちで課題を見つけ出し話し合う体制をつくること。
- ・キャリア教育を充実するため実施方法を工夫すること。
- ・各教科等の学習と関連づけながら特別活動を実施すること。

一つ目の項目については、特別活動が教育課程全体における役割と機能を明らかにするため、各教科等の文脈の中で指導される内容事項と特別指導の内容を関連付けること。また、各教科等で育まれた力を実生活の中で活用できる汎用的な能力にするために、総体的観点から教育課程の関連性を特別活動に活かす工夫をする必要がある。

二つ目の課題である学級活動・ホームルーム活動につい

ては、学級活動・ホームルーム活動の内容がこれまで、学年会や学級担任にまかされおり、学校全体としての取り組みを余り重視していなかったことは否めない。学級活動やホームルーム活動の位置づけを再確認し、児童生徒が自ら課題を見出せるような学びの場になるようにする必要がある。

三つ目のキャリア教育の充実については、小・中・高を通して系統的に働くことの意味や意義を学ぶため、キャリア・ノートの作成や職場体験、インターンシップなど様々な体験を通して、成長段階に応じた取り組みが実施されている。その一方で、各校種間の連携ができていないと言われている。現在、小・中学校でキャリア・ノートが活用されているが校種間の連携が十分取れておらず有効に機能していない。児童生徒が働くことの意味や役割を自覚して進路選択ができるようにするためには、これまで以上にキャリア教育に力を入れる必要がある。大切なことは、小・中・高の学校連携、とりわけ中・高等学校の連携を蜜にすること。そして、保護者や企業、地域などを巻き込んだ活動にする必要がある。

四つ目の各教科等の学習と関連づけながら特別活動を実施することについては、次期学習指導要領で掲げられた「学びの地図」として機能が果たせるように、各学校の教育課程全体を見直し、それぞれの役割と目指す教育目標を整理し関連性を図る必要がある。

4. まとめ

これまで述べてきたように生活環境は大きく変わり、教育制度や教育内容も時代と共に大きく様変わりしてきた。その一方で、「人としてどうあるべきかを問う活動を大切にした全人教育」を学校教育が目指していることにブレはない。それは「学校で学ぶことによって、子供たちが学力を身に付け、社会生活の基盤となる人間性、人間力、人としての在り方など高い道徳性と自立心の育成」を保護者が強く願っているからである。このような保護者の願いに応えるため、学校では教科・科目の指導に加え、教科以外の学習活動を積極的に取り入れることで、その実現を目指してきた。教科以外の活動は戦前・戦後を通じて、学校行事やクラブ活動、遠足など、体験を重視した活動を行ってきた。このような教科以外の活動を通して、豊かな人間性を育ててきた仕組みが担う役割と意義は大きく、「生きる力」の育成には欠かせない教育活動である。

特別活動の特徴は、教科書がないこと。また、目的を達成するための手段や方法は各学校に任されていること。そして、各学校が置かれている環境の中で、何をすべきかをそれぞれが考え、実施できることは大きな魅力であり、工夫のしがいもある。そして、この指導は、全ての教員が

関わる必要があり、基本的な専門性の一つとして身につけておかなければならない指導力であることを再確認する必要がある。

改めて説明の必要はないことだが、教師の仕事は学習指導と生徒指導の両面で成り立っており、これらの指導力を高めることが、児童生徒の力を伸ばす元になる。それ故、教員の仕事には資質と人間性が問われることになる。教員である前に、社会人としての教養、包容力、寛容などが身に付いているか。教師一人一人が常に確認しながら、日々修養に努める必要がある。また、修養にあたっては、専門性を高めるための継続的な学びだけでなく、専門以外の分野への関心を持ち、様々な体験をする努力を怠らないことであろう。教師は生徒と共に学び、共に成長する存在であることを再確認し、日々努力を怠らない努力が求められる。大切なことは、初任者の教員とベテランの教員では社会経験の違いは大きいことを自覚し、他者から学ぶ姿勢を忘れないこと。特別活動ではその違いが指導力に直接影響することになる。従って、教員間の連携、協働は欠かせない。また、教員に求められる資質・能力の向上のため、指導体制の整備・充実を図り、研修の機会と中身の充実が必要である。そして、教員の職場環境と実社会との違いも多くあるので、学校の枠内に留まらず、地域社会との連携を密にし、外部の力を積極的に導入する活動をする 것도大切である。

次期改訂では、現行の指導要領で十分果たされていない課題について幾つか指摘がされており、これから課題解決に向けた取り組みが必要になる。課題として指摘されている「教育課程全体における特別活動の役割と機能を明らかにすること。」また、「各活動の内容や指導のプロセスについての構造的な整理が十分行われていないので、各活動等の関係性や意義、役割の整理をする必要があること。」そして、学習活動や学校生活の基盤となる学級経営の充実も必要になる。更にはキャリア教育の必要性も再認識されており、指導の工夫が求められる。指導にあたって留意すべきことは、集団活動を中心にした特別活動の中で、児童生徒の個に応じた対応姿勢を忘れてはならない。

これから実施に向けた取り組みが求められるが、各学校で教科・科目で養う「知」の領域と特別活動や総合的な学

習の時間、道徳などの教科以外の活動が「心」の領域を育み伸ばす役割を担っていることを再確認し、児童・生徒が積極的に活動できるように、教育内容と指導方法を工夫改善する作業が必要である。とりわけ、「心」の領域は体験・経験を積むこと、人間関係の中で育まれることだからこそ特別活動の果たすべき役割が益々重要になる。また、特別活動の教育内容は体験活動を重視しており、教科・科目のように試験によって数値化し評価することは難しい。また、指導に当たる教師の取り組み姿勢と社会経験等による個人差の影響も否めない。そして、現代社会特有の傾向として、老若男女を問わず社会経験が不足している。また、分業化により個人がすべきことが減少している。この様に、生活様式の急激な変化が、自然に接する機会を減少させ、五感を磨く機会を奪っている側面がある。この様な状況にあるからこそ、これまで以上に感性を磨き、「生きる力」を育むために、特別活動を充実させる必要がある。各学校の特色ある取り組みを期待したい。

文 献

- (1) 中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(第1次答申) 今後における教育の在り方の基本的な方向より
- (2) 学習指導要領一般編—試案—(抄)(昭和二十二年三月二十日) 第三章 教科課程 自由研究の時間が設けられたことより
- (3) 学習指導要領 総合的な学習の時間 目的
- (4) 次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ (第1部) P1~2 (平成28年8月26日)
- (5) 次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ (第1部) P23~24 (平成28年8月26日)
- (6) 学習指導要領 特別活動 目的
- (7) 次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ (第2部) P308~309 (平成28年8月26日)
- (8) 考える道徳への転換に向けたワーキンググループにおける審議の取りまとめ
- (9) 「校訓を活かした学校づくりの在り方について」(報告書) 文部科学省 P1 平成21(2009)年